

診療記録にかかる開示請求手数料について／開示実施手数料について／手数料の納付方法について

◇診療記録の開示請求手数料の額について

- 診療記録の開示請求手数料は、1開示請求につき、5,000円（税抜）です。

例の1：開示請求者が患者ご本人の場合で、ご自分の診療記録を開示請求する場合は5,000円（税抜）

例の2：開示請求者がお二人の患者の法定代理人の場合で、一度に当該お二人の患者の診療記録を開示請求（2請求）する場合は10,000円（税抜）

注）開示請求手数料は、開示請求のあった診療記録の全部を不開示と決定した場合は、ご返金いたしません。

◇診療記録の開示実施手数料の額について

- 診療記録の開示実施手数料は、以下の算定方法にしたがって計算した合計額です。

閲覧

- ・ 閲覧については、無料です。

写しの交付

- ・ 写しの交付については、1ページにつき10円（税抜）。

例の3：30ページの写しの交付 →→→ 300円（税抜） [30ページ×10円=300円]

X線写真等の画像の複写（CD-Rに複写）

- ・ CD-R 1枚につき300円（税抜）

例の4：X線写真の複写にCD-R 2枚を要した場合 →→→ 600円（税抜） [300円×2枚=600円]

医師又は歯科医師による口頭説明

- ・ 診療記録の開示に併せて医師又は歯科医師による口頭説明を行う場合は、1時間を限度として30分につき5,000円（税抜）

例の5：口頭説明を45分行う場合 →→→ 10,000円（税抜） [5,000円×2=10,000円]

補足

- ・ 例の3～例の5の合計額の10,900円（税抜）が開示実施手数料となります。

◇診療記録の開示請求手数料等の納付方法について

- 開示請求手数料には以下の4つの納付方法があり、開示実施手数料はそのうち1又は3による方法での納付となります。

1. 現金書留により郵送にて納付する方法
2. 郵便小為替（指定受取人の記入のないもの）により郵送にて納付する方法
3. センターの窓口において現金により納付する方法
4. センターが指定した銀行口座への振込により納付する方法